

今回は木戸・番所・井戸・町定めや作法等についてお尋ねしますのでお答え下さい。

1. 木戸と番所のことについて、次の4つの文で間違っているものはどれか、一つ選びなさい。

- ① 番所には、木戸番所・町番所・同心番所があった。
- ② 松本では、木戸は暮四つ（午後10時頃）に閉め、明六つ（午前6時頃）に開けられた。
- ③ 各町には自身番所があり、防火防犯などの治安維持のために勤めた。
- ④ 夜間にやむを得ず通行する時は、木戸の潜り（くぐり）から入り、拍子木を打ちながら城下町の外まで送り出す「町送り」を行なった。

2. 享保10年（1725）の「松本帳面」によると、辻番所（武家地の出入口に士分が昼夜詰める番所）はどのくらいあったか、次の中から一つ選びなさい。

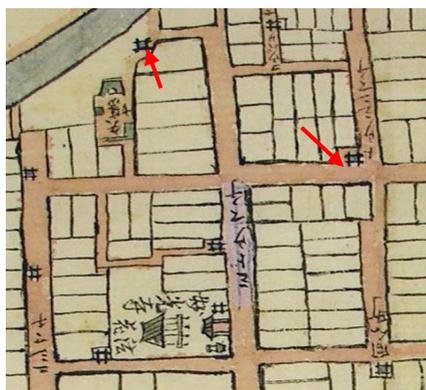
- ① 10ヶ所
- ② 20ヶ所
- ③ 30ヶ所
- ④ 40ヶ所



3. 藩士の町同心が詰める同心番所は張番（はりばん）とも言われ、本町、東町、安原町の3ヶ所に設置されていた。公正な仕事をするために、守るべき義務を誓約させられた。次の三つの中で間違っているものはどれか一つ選びなさい。

- ① 町人からは一切の贈り物を受取ってはならない。またもてなしを受けてもならない。
- ② 役務はすべて秘密にして、隠し立てをするように。
- ③ 町人に対して強圧的（無理やりおさえつけるの意）な態度に出てはならない。

4. 次の「松本城下絵図」（文化5年～天保6年頃）をみると、安原横町以北の武家地一帯で井の印（井戸のしるし）が数多くある（赤の矢印ほか）。この井戸を何とよんでいたか、次のうちから一つ選びなさい。

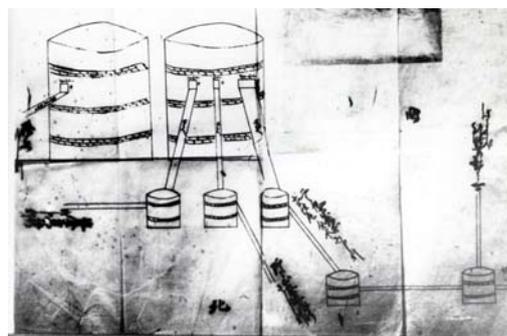


- ① 辻井戸
- ② 浅井戸
- ③ 共同井戸
- ④ 突井戸

5. 次の図は、嘉永4年（1851）[信州松本御城内地藏清水井戸分水之図]である。木製の円筒井であり、藩が管理する城内の源泉として使用されていた。城内の武家地

などに水を供給していた。武家地のほかにどこに供給していたか、次のなかから一つ選びなさい。

- ① 本丸御殿
- ② 古山地御殿
- ③ 太鼓門
- ④ 二の丸御殿

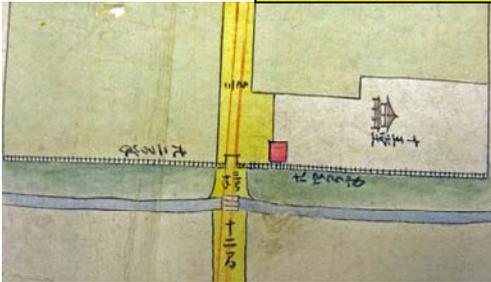


6. 町人地では、元禄の頃（1688～1703）、中町の豪商で藩の御用達をしていた藤森太兵衛が、町奉行の許可を得て、町の東方から埋樋（うずひ：埋管）によって敷いてきたのが始まりという。本町2丁目の水道は、宝暦5年（1755）、宮村町東側の湧き水を集めて、小路を埋樋によって敷いてきたとされている。どこの小路を通ってきたか、一つ選びなさい。

- ① 天神小路      ② 鍋屋小路      ③ 生安寺小路      ④ 神明小路

7. 在郷（農村）から城下に入るのには、いろいろな規制があった。次の三つの中で正しいものを一つ選びなさい。

博労町南口木戸



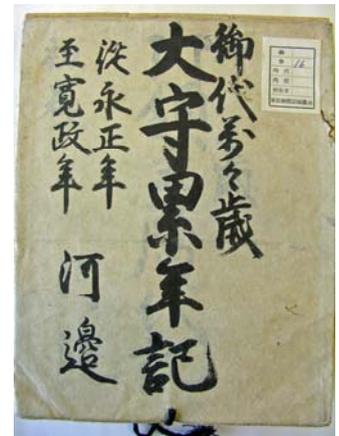
- ① 年貢米などを納めに城下に入る場合、笠やかぶりものをしていてもよい。  
 ② 他所からの旅人を馬に乗せて、城下堀端を通ることを禁止する。  
 ③ 他所の奉公人（武士）ならば、被り物（かぶりもの）を外さなくてもよく、馬に乗って通行してもよい。

8. 享保11年（1726）「宮村町指出シ帳」（大守累年記：川辺家文書）によれば、「・・・火事之節人足ハ□□之者出シ申候・・・」と記している。□□にあてはまる言葉を、次の中から一つ選びなさい。

- ① 借家（かりや）      ② 地主      ③ 軒役（のきやく）      ④ 持家（もちいえ）

9. 享保11年（1726）「宮村町指出シ帳」（大守累年記：川辺家文書）によると、「・・・玄知（げんち）小路井戸有（あり）此（この）所御上ヨリ□□被下置候（くだしおかせらうろう）」と記している。□□にあてはまる言葉を、次の中から一つ選びなさい。

- ① 御札      ② 材木  
 ③ 人足      ④ 金銭



10. 町定めは、町方の自治運営や治安維持のための町内規定であった。次に掲げるものは、寛延（かんえん）4年（1751）に、町の名主が相談して儉約実行するために冠婚葬祭に関する定めをもうけた。次の中で間違いの定めが一つある。それを選びなさい。

- ① 諸振舞（ふるまい）は一汁一菜とし、香の物や取り肴（さかな）は二種であること。  
 ② 結納の節、帯代は金一疋までに限ること。樽や肴は三種にすること。  
 ③ 家守（やもり）や借家引越しの時は、寄合をした時酒は無用である事。茶にかぎること。  
 ④ 羽織袴（はかま）の表は木綿（もめん）とし、夏羽織は麻に限ること。袴も同じ。

氏名		採点	
----	--	----	--